

- 1 開催日 平成 20 年 6 月 30 日 (月)
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 市教委第 31 号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
 - 日程第 3 市教委第 32 号 平成 21 年度高知商業高等学校入学定員 (案) について
 - 日程第 4 市教委第 33 号 高知市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
 - 日程第 5 市教委第 34 号 高知市社会教育委員の委嘱について
 - 日程第 6 市教委第 35 号 高知市春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱について
 - 日程第 7 市教委第 36 号 高知市民図書館図書館協議会委員の委嘱について
- 4 報告
 - ・ 教育長専決処分の報告
 - 第 408 回高知市議会定例会に提案した予算外議案について
 - ・ 学校給食調理業務の民間委託試行に関する経過報告について
- 5 委員長閉会宣言
- 6 出席者
 - (1) 委員
 - 1 番委員 澤 田 智 恵
 - 2 番委員 溝 渕 悦 子
 - 3 番委員 西 山 彰 一
 - 4 番委員 山 本 和 正
 - 5 番委員 吉 川 明 男
 - (2) 事務局
 - 教育次長 岡 村 修
 - 参事・市民図書館長 千 浦 孝 雄
 - 総務課長 弘 田 充 秋
 - 学校教育課長 片 岡 正 樹
 - 生涯学習課長 大 崎 徹 三
 - 総務課長補佐 山 本 正 篤
 - 学校教育課学校教育班長 松 下 整
 - 学校教育課指導主幹 杉 本 政 文
 - 学校教育課指導主幹 今 西 和 江
 - かがみ幼稚園長 杉 本 縁
 - 総務課総務係長 小 田 優
 - 総務課総務係主査 岡 宗 裕 美

1 平成 20 年 6 月 30 日（月） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 01 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1020 回高知市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は吉川教育長、お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

まず、日程第 2 市教委第 31 号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。

議案の 2 ページをご覧くださいと思います。日程第 2 「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」でございます。

続きまして、4 ページの新旧対照表をご覧ください。改正は、第 5 条に第 2 項を追加するものでございます。その内容は、市立幼稚園、これはかがみ幼稚園のことでございますが、学年末、学年始め、夏季休業、冬季休業の長期休業中の期間、第 1 勤務、第 2 勤務、第 3 勤務という時差勤務体制とするものでございます。

お手元にお配りしました資料「かがみ幼稚園職員の勤務時間と延長保育対応にかかる時間外勤務について」の図をご覧ください。現在、かがみ幼稚園に勤務する職員の勤務時間は、表の一番上の段にございますように「午前 8 時 15 分から午後 5 時まで」でございます。また、園児の通常の保育時間は、2 段目の「午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで」ですが、仕事をしている保護者などで、朝、保育時間が始まる前や保育時間終了後も保育を希望する家庭を対象に延長保育を実施しておりました、通常 5 名から 8 名の子どもたちが延長保育を受けております。この延長保育は、3 段目の「午前 8 時から午前 8 時 30 分まで」と「午後 3 時 30 分から午後 6 時まで」実施されております。また、夏休みや春休み中等の長期休業中も保護者のニーズによりまして延長保育が行われております。

この延長保育に対応するために、一番下の段にございますように職員は時間外勤務をしておりました、時間外勤務手当が恒常的に発生している状況にあり、8 時間を超える労働が継続している状況にございます。これらの問題を解消するために時差勤務体制をとろうとするものでございますが、長期休業中以外は、通常の保育日であることから、子どもたちの保育体制が不十分となるため、時差勤務体制を取ることは困難ですので、長期休業中の期間についてのみ今回実施するものでございます。

なお、長期休業中の対象園児数は、5 名から 8 名でございまして、時差勤務が実施されたとしても、安全面での支障はないものと考えております。

この改正によりまして長期休業中の職員の勤務時間は、第 1 勤務者は「午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで」、第 2 勤務者は「午前 8 時 15 分から午後 5 時まで」、第 3 勤務者は「午前 9 時 15 分から午後 6 時まで」の間で 8 時間勤務とするものでございます。実施は、この夏季休業からを予定しております。

説明は、以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 31 号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よつて、市教委第 31 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 32 号「平成 21 年度高知商業高等学校入学定員（案）について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

それでは、平成 21 年度高知商業高等学校の入学定員についてご説明申し上げます。

お手元の資料の 7 ページをご覧ください。7 ページにありますように平成 21 年 3 月の県下の中学校の卒業予定者数は、国公立私立を合わせまして 7,345 人でございます。前年度比で 67 名の減となっております。この減少数の中には、私立の 55 名の減少が含まれておりますので、国公立では 12 名の減少が見込まれております。

現在の入試制度は、平成 18 年度入試からこれまでの学校長の推薦を必要とする「推薦入試」から自己推薦型の「前期選抜」となるなど大幅に変更され、本年度で 4 年目を迎えております。商業高等学校の入学定員は、6 ページにございますが、平成 15 年度からの新教育課程の実施に合わせ、全日制の過程におきまして 3 科合計で 280 名となっております。平成 20 年度の入試の状況は、前期選抜におきましては 3 科合計で 168 人に対し志願者が 370 人で 2.20 倍となっており、人数は高知県立西高等学校に次いで高い数字となっております。そのうち、総合ビジネス科は定員 126 人に対し志願者 292 人の 2.32 倍、情報システム科は定員 21 人に対し志願者 43 人の 2.05 倍、国際コミュニケーション科は定員 21 人に対し志願者 35 人の 1.67 倍と 3 科とも高倍率を示しております。

また後期選抜におきましては、3 科合計で定員 112 人に対し志願者 143 人の 1.28 倍で、3 科とも再募集を実施することなく定員を満たすことができしております。

県下の中学卒業予定者数は 67 人減少するものの、平成 20 年度の入試は前述のような状況でございますので、平成 21 年度の入学定員につきましては、現状を維持したいと考えております。

また、定時制過程も商業科 1 学級 40 人として同様に現状を維持したいと考えております。

なお、県立高等学校の入学定員は、例年 7 月の定例教育委員会で決定されますが、仁淀高校が佐川高校に統合されることに伴い、募集停止し 40 人の減となること以外変動はないものと思われま

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 32 号「平成 21 年度高知商業高等学校入学定員（案）について」、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 32 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 4 市教委第 33 号「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」，事務局の説明を求めます。

学事課長

学事課長の佐々木でございます。

「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。新旧対照表でご説明させていただきたいと思いますので 10 ページをお開きください。

今回の改正は、公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う改正でございます。本市におきましては、各学校において学校医，学校歯科医及び学校薬剤師を配置いたしまして健康の保持，増進あるいは衛生管理等にご尽力をいただいているところでございます。この方々が公務災害に遭った場合，その状況によりまして療養保障，休業補償，傷病保障，障害保障等の補償がなされます。幸いなことに，これまでこのような公務災害という事例は全く発生しておりません。

今回はその中で補償基礎額及び介護補償額の改定を行うものでございまして，内容といたしましては第 4 条以降にございます補償基礎額の加算額を扶養親族のうち配偶者は現行の 450 円から 433 円に，配偶者以外の扶養親族は現行の 200 円から 217 円に改定するものでございます。次にその下，第 4 条第 4 項でございしますが，介護補償についての改正でございます。まず，介護補償に係る障害が常時介護を要する状態の障害である場合，その月に費用を支出して介護を受けた日の限度額は 104,970 円から 104,960 円に，その月に費用を支出せず親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときの支給額は，56,950 円から 56,930 円に改定するものでございます。

また，介護補償に係る障害が，随時介護を要する状態の障害である場合におきまして，その月に費用を支出して介護を受けた日の支給限度額は 52,490 円から 52,480 円に，費用を支出せず親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときの支給額は，28,480 円から 28,470 円に改定することとなります。

なお，この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から適用となります。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して，質疑等はありませんか。

溝渕委員

この政令が改正された理由というのは何ですか。

学事課長

まず一つが，一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律によりまして，医療職の俸給表の改正及び雇用手当ての支給額の改定があったことです。二つ目が，人事院規則の一部を改正する人事院規則によりまして，介護補償の額の変更が行われたものでございます。

澤田委員長

ほかにご意見もないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。

市教委第 33 号「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」，原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって，市教委第 33 号は，原案のとおり決しました。

次に，日程第 5 市教委第 34 号「高知市社会教育委員の委嘱について」，事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長の大崎です。

「高知市社会教育委員の委嘱について」をご説明させていただきます。社会教育法第15条の規定により制定しております高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例第1条に基づきまして高知市社会教育委員を設置し委員を委嘱しておりますが、今回の委嘱につきましては任期満了に伴うものではなくて、旧春野町との合併に伴うものでございまして、1名を新たに委嘱するものでございます。任期につきましては、高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の第3条によりまして委嘱の日から2年間でございます。具体的には、平成20年7月7日から平成22年7月6日までということになっております。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

他の委員さんも全員が7日からになっているのですか。

生涯学習課長

さようでございます。

澤田委員長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

ほかにご意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第34号「高知市社会教育委員の委嘱について」を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第34号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6市教委第35号「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長の大崎です。

「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱について」をご説明申し上げます。

今回の春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱については、任期満了に伴い委員の委嘱を行うものでございまして、本来でございましたら平成20年3月31日で任期満了となっておりますので、4月1日付けで委嘱を行わなければならないということでしたが、人選等が難航いたしまして手続きが遅れました。そのため7月1日付けとなりましたことをまずはお詫び申し上げます。

なお、審議会は例年、7月ごろの開催となっておりますので、審議会委員さん並びに運営的な面での支障は特にございません。

審議会につきましては、高知市春野郷土資料館条例施行規則第6条の規定に基づきまして設置し委員を委嘱しております。委員の定数が6名となっておりますが、今回の委嘱では5名の方を委嘱いたします。任期につきましては、委嘱の日である平成20年7月1日から平成22年6月30日までの2年間となっております。今回委嘱する方々につきましては、旧春野町時代から委嘱している方が4名と、旧高知市地域からの方1名を新たに委嘱するものでございます。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

特に意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 35 号「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の委嘱について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 35 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 7 市教委第 36 号「高知市民図書館図書館協議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

市民図書館長

高知市民図書館長の千浦でございます。「高知市民図書館図書館協議会委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

図書館協議会委員さんの任期満了に伴うものでございまして、図書館協議会委員さんは高知市立市民図書館条例第 5 条によりまして、その設置が義務付けられているところでございます。協議会委員さんの定数は 8 名で、任期は 2 年でございます。先ほどの高知市春野郷土資料館運営審議会委員さんの説明の中にもございましたが、前任の期間が本来は 3 月 31 日でございましたが、合併に伴います春野市民図書館の休館等がございまして、春野の委員さんの選任が遅れたこと、そして青年会議所につきましては充て職でございまして、青年会議所の方から推薦いただいた方を選任しているところでございます。そういった経過もございまして遅れましたことをお詫び申し上げます。

春野郷土資料館運営審議会委員さんと同じく、任期は平成 20 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの 2 年となっております。

内容を少し説明申し上げますと、8 名のうち女性の委員さんが 3 名で、全体での比率は 37.5 パーセントということになります。そのうち 5 番につきましては、マスコミの方から出していただくということで、2 期目になりますけれども笹岡さん、また青年会議所からは 1 期ごとに若い方を選任していただいております。今回亀尾さんを推薦いただいております。7 番が、先ほど申し上げました春野の代表の方で、春野の読み聞かせのボランティアの方に入っております。ちなみに承認いただけますと 1 番から 3 番までが 3 期目、4、5 番が 2 期目、6 番から 8 番が今回新任で 1 期目ということでございます。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

これは先ほどもなんですけれども、3 月 31 日までの任期で、今回選任するのが 7 月 1 日ということですが、その間の協議会委員というのは、いないということになっているのですか。それとも新しい委員が選任されるまでは前任者が委員の職にあるわけですか。

市民図書館長

図書館協議会委員につきましては、任期が 2 年と定められておりますので、次を選任しなければこの間は空白の期間となります。

溝渕委員

空白の期間となるわけですか。

生涯学習課長

先ほどの郷土資料館運営審議会委員も同じです。

澤田委員長

ほかにご意見はありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

ほかにはないので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 36 号「高知市民図書館図書館協議会委員の委嘱について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 36 号は、原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項 2 件です。

まず、教育長専決処分の報告「第 408 回高知市議会定例会に提案した予算外議案について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。

「教育長専決処分の報告」ということで、6 月 16 日に開会しました第 408 回高知市議会定例会に提案しました予算外議案についてご報告いたします。

議案の 21 ページ頁をご覧ください。記載されていますのが議会に提案しました予算外議案です。

提出議案は、「高知市立初月小学校北東舎改築工事請負締結議案」でございます。その内容でございますが、初月小学校は、児童数の増加に伴いましてプレハブの東舎を設置して対応するなど施設全体が狭隘となっております。長年の懸案でございましたけれど、建物の耐力度調査の結果「構造上危険な状態にある」と判定され国の改築補助対象となった昭和 43 年建築で 3 階建ての北東舎を、同じ位置で 5 階建てに改築することにより、教室不足の解消と耐震化を図ることにいたしました。改築と同時に、現在のプレハブ校舎東舎を取り壊し、運動場スペースを確保することにいたしております。

改築に当たっては、平成 18 年度に学校、PTA、体育会、町内会など関係者の方々と「検討委員会」を立ち上げ、施設整備の方向性について協議を重ね整備計画を決定した上で、平成 19 年度にその整備計画に沿って工事の実施設計を行い、本年 3 月議会で 20 年度予算として承認をいただきました。今回の議案は、議会にその工事請負契約締結の承認をお願いしたものでございます。

入札は、資格決定された 12 共同企業体において最低制限価格を定めた郵便入札による競争入札を行いまして、最低価格で応札した 5 共同企業体によるくじ引きで落札業者が決定されました。落札業者は、資料にありますように岸之上・滝石特定建設工事共同企業体、契約金額は 3 億 2,036 万 2,875 円となっております。

新しい校舎でございますが、資料の 24 ページの完成予想図をご覧くださいと思います。鉄筋コンクリート造 5 階建て、床面積 2,079 m²で、普通教室 13、特別教室 2、特別支援教室 3、多目的教室 1、エレベータを設置いたしております。配置等につきましては、25 ページから 30 ページをご覧くださいと思います。工期は、来年の 11 月 30 日を予定しております。

工事期間中は、グラウンドに仮設校舎を建設し対応するとともに、体育の授業につきましては、低学年は学校南側の「みかづき公園」、高学年は近くでございます「観月坂スポーツ広場」を利用することにしております。「観月坂スポーツ広場」の利用に際しては、トイレ、休憩室や保健室を設置して、児童は貸し切りバスでの送迎を予定しております。また、並行して本年度事業として北西舎の耐震補強工事を行いまして、本工事終了した時点で初月小学校施設全ての耐震化が完了することになります。

なお、6月26日の本会議では、全員賛成で承認をいただきましたことをご報告いたします。
説明は、以上でございます。

澤田委員長

では、この件に関して質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

澤田委員長

特にご意見はないようですので、この件についての質疑を終了します。

次に、「学校給食調理業務の民間委託試行に関する経過報告について」です。事務局の説明を求めます。

総務課長

「学校給食調理業務の民間委託試行に関する経過報告について」ご説明いたします。説明が少し長くなるかもしれませんがあらかじめお許しください。

それでは、お手元に配布しました資料をご覧ください。4月の定例会におきまして、学校給食調理業務の民間委託試行の方向性について、ご承認いただいた後の主な経過について記載させていただいております。「学校給食調理業務の民間委託試行の構想案」については、関係する方々には、同じ日に説明できたら一番よいのですが、それもなかなか困難でございます。

それで、まず5月13日に、校長会の役員に民間委託試行の構想案と試行候補校について説明をいたしました。これは、学校長は、子どもの通う学校の経営を任せ、教員その他の職員を束ねながら学校を運営しており、また今後、学校栄養職員の配置されている学校を民間委託の対象校と考えておりますことから、多くの学校に及んでいきますので、校長会の役員の方々には先に説明をする必要があると考えましてご説明申し上げたものでございます。特に、役員の方々からは衛生安全面についての配慮を求められました。

続きまして、翌日の5月14日と翌々日の15日に、試行候補校として潮江東小学校と横浜新町小学校の2校の校長それぞれに構想案を説明しました。この資料には書いてございませんが、5月20日に市職員労働組合に「民間委託試行の構想案」についての協議の申し入れをいたしました。なお、現在までのところ組合との協議には至っておりません。

続きまして、5月21日と翌日の22日に、潮江東小学校と横浜新町小学校の2校それぞれの教職員とPTA役員の方々に構想案を説明し、さまざまなご意見をいただきました。この場では、大きく反対の意見はなかったとの印象を私自身は持ったところでございます。

続きまして、翌日の5月23日に、臨時校長会を開催し、全校長に「民間委託試行の構想案」と試行候補校について説明をいたしました。この場においても、衛生安全面についての配慮を強く求められたところでございます。

これらの過程でいただいた意見などを整理、関係機関にも確認しながら構想案をまとめ、6月3日に市議会の行財政改革特別委員会において、現在行っている「学校給食の流れ」と「高知市における学校給食の民間委託試行構想案」について説明をいたしました。内容については、お配りしました資料の中に委員会に出した資料を添えておりますのでご覧いただきたいと思います。翌日の6月4日に教育委員会を所管します経済文教常任委員会において、同じく「民間委託試行構想案」について説明をいたしました。このときに出した資料についても、資料の中にありますのでご覧いただきたいと思います。両委員会での審議内容につきましては、資料の中の審議状況報告という形で綴じておりますのでご覧いただきたいと思います。両委員会では、学校給食の民間委託に反対あるいは慎重な立場から、衛生安全面を中心に多くのご質問、ご意見がありました。一方、その場での発言は少のうございましたが、民間委託に賛成のご意見もいただいたところでございます。

続きまして、6月10日に、潮江東小学校の保護者に、説明会開催の案内を学校を通じて配布いたしました。6月16日に、潮江東小学校の保護者の方々に、民間委託の試行について説明をいたしま

した。当日は、39名の方の参加がございましたが、そのうち保護者の方は22名でございました。保護者の方々からは、新聞でもご覧いただいたかと存じますが、衛生安全面等での不安な声などをいただきました。

なお、説明に当たり、6月3日の行財政改革特別委員会、6月4日の経済文教常任委員会での衛生安全面などのご意見を踏まえ、教育委員会で再検討し、2校より1校に絞って試行をしっかりと行うことがよいのではないかと判断して、教育委員会からも距離が近く、検証がしっかりとできることから、21年度に試行する学校には、潮江東小学校1校に絞ったことについても説明いたしたところでございます。

当初、試行候補校と考えておりましたもう一校の横浜新町小学校については、6月13日に、横浜新町小学校以外の学校、これは潮江東小学校になりますが、1校に絞ったことをPTA役員の方々に説明し、6月19日に保護者の方々に対し横浜新町小学校以外の学校1校に絞ったことと、説明会を中止したことのお知らせとお詫びの文書を配布いたしました。なお、現在までにそのことについての叱責などのご意見はあっておりません。

時を同じくして、6月16日から市議会定例会が開催され、19日、20日、23日に個人質問があり、学校給食の民間委託に反対あるいは慎重な立場から多くの質問がありました。この答弁の中で、市長は「学校給食の民間委託に踏み込まざるを得ない」との見解を示しております。また、吉川教育長からも、潮江東小学校の保護者説明会では、参加された保護者の方々からは衛生安全面等での不安の声をいただいたけれど、その際に十分納得いただける説明ができなかった点を踏まえ、今後次の4点について対応し保護者の方々の不安の払しょくに取り組むことを答弁いたしました。その4点について説明いたします。

まず1点目ですが、早急に教育長自らが学校に出向き、できれば1年生から6年生まで各学年別の説明会を順次開催し、保護者の理解を得られるように努めること。2点目は、できるだけ多くの保護者を先行して調理業務を民間に委託している都市にご案内し、実際に調理現場を見ていただくとともに、実施校の学校長やPTA役員と意見交換を行っていただくこと。3点目は、委託する業者の選定にも保護者、これは複数以上でございますが、保護者の方に参加していただくこと。その委託業者選定委員会は、食品衛生の専門家、税理士、行政関係者、学校長、保護者による構成とし、保護者からも応募業者に対して疑問点や不安な点を直接質問していただき、安心できる業者を選定していくこと。4点目ですが、この選定の場合と同様に、試行後の検証にも複数以上の保護者に入っていただくこと。試行検証委員会は、食品衛生の専門家、行政関係者、学校長、学校栄養職員、学校給食調理員、保護者による構成とし、児童、保護者や教職員を対象にアンケート調査等も行い、率直な感想・意見を聴取していくこと。以上の4点を答弁したところでございます。

さっそく、この内容について6月25日に、教育長自ら潮江東小学校のPTA会長と副会長に伝えますとともに、事務局の方でその準備にとりかかっております。

現在までの経過については、以上でございます。

澤田委員長

では、この件に関して質疑等はありませんか。

教育長

誤解があってもいけませんので一言申し上げます。議会で反対される会派が、少数ですがございます。反対される立場の議員さんの考え方についても、理解できるところはございますけれども、私は反対される議員の意見、意向によってこの民間委託試行、その後の本格実施の考え方を変えるつもりは毛頭持っておりません。不退転の決意で臨んでまいります。

背景としては、本市の財政が大変厳しく、各部局が経費の節減を行っております。その場合、民間委託をすると、サービスの低下や、学校給食の質の低下、衛生管理面に支障があるとおっしゃる方もいますが、それについては全く心配しておりません。反対される議員さんの中には、子どもを実験台にするなどまでおっしゃられる方もいます。議会でもお答えしましたが、今後のことを考えましたら、

試行に参入されようとする業者は、会社の存亡にかかわりますので不転の決意で臨んでくると思うと申しあげました。ですから、その意欲も買いたいし、何より中核市 39 市のうち 26 市が学校給食の民間委託をすでに実施し、2 市が計画している状況にあります。70 パーセント近くの都市が先行してやっている、それが大きな安心感にもつながっている理由でございまして、照会もし、現地も見に行っております。

コストの削減については、600 食程度でございまして、最大年間 1,000 万円程度の経費の節減が見込める。また、定年退職となる職員の退職金が 1 人 2,600 万円程度でございますが、それも必要なくなるので、これは間違いなく経費の削減につながるわけです。

それと、今雇用している学校給食調理員の職は守る義務があります。退職させることなく職種変更も強要しないこととしております。共存共栄ということで、給食実施校 51 校のうち学校栄養職員を配置している学校が 20 校少しですので、残りは直営という 2 本立てでやっていきたいと考えています。ですから、自校直営方式も評価しているもので、直営も残していくということにしております。

これまで議会の行財政改革特別委員会、経済文教常任委員会、そして本会議において多岐にわたる質問にお答えしております。今後は、試行候補校である潮江東小学校の保護者に誠意を尽くしていきたいと考えております。ただ、全校児童 525 人、世帯数では 400 世帯弱ですけれども、その全部の保護者に賛成を求めてもこれは困難でございます。これはどういう事例でありましても、全員賛成は困難と思っております。

ですから、7 月 7 日には岡山市の先行事例にお連れして、学年ごとの説明会を 7 月 9 日水曜日、10 日木曜日、11 日金曜日にそれぞれ 1・2 年生、3・4 年生、5・6 年生の 3 つに分けて行う予定としております。それで不十分であれば、土日にも設定すると申し上げております。そこで誠意ある説明をして理解を求めていきます。

議会の経済文教委員会でも申し上げておりますが、私の方で判断して「見切らせていただく」とまで言っています。「急いだスケジュールでやっておる」と議員さん方がおっしゃるのですが、先ほど申し上げた先行の中核市 29 市で試行から入っている市というのは、今のところ聞いておりません。すべて、本格実施から入っております。そこまで用意しての対応ですので、やると決めてやらせさせていただきたいと考えています。

一方で、市職労に対して「こうやりたい」という構想案は、総務課を通じて事前協議として提示しており手順は踏んでおりますので、これは仕方がないと思っております。議会が市民の代表ということもあり、「議会への説明が遅れた」との指摘もございましたが、今申し上げた校長会、特別委員会、常任委員会の二つの議会の委員会、それから本会議、それから当該試行校候補、それから市職労といったさまざまな説明を要する団体等があるわけです。これは、時系列で総務課長が申し上げた順で会がっております。遅れたといっても、高知市全体のアウトソーシング計画が出たのが平成 20 年 3 月でございます。今は 6 月ですので、3 か月間でこれだけのことをやってきたという自負があります。停滞なくやってきたし、今後も遅滞なく進めていきたいと考えております。

それから、別件になりますがよろしいでしょうか。

澤田委員長

はい、どうぞ。

教育長

市議会で大きな案件が一つの段階にあります。それは、追手前小学校の存続を考える会が出した陳情です。昨年 9 月には議会で追手前小学校の耐震化を求める陳情が不採択になっております。その後、これまでの間には市長選挙もありました。岡崎市長は、マニフェストに活字としては掲げておりませんでした。街頭宣伝の場で尾崎知事と二人が並んで、その中で新堀小学校と追手前小学校の統合問題をずっとおっしゃっておられたらしいのですが、活字になってないということで申すことは控えました。ただ、そのことを大きく取り上げた対立候補が出られましたが、選挙で岡崎が信任されたということもあって、新堀小学校・追手前小学校・市教委との打合せ会というのを設置しました。

その中では、やはり追手前小学校の方にまだ納得しきれない面がありまして、昨年9月に陳情が不採択になったにもかかわらず、この6月議会に「結論を急ぎすぎる」「議会の総意として示されたということには、納得していない」というような文面でした。「とにかく、慎重に審議をしてほしい」という陳情をもう一度出されたのですが、経済文教常任委員会では、可否同数ではありましたが委員長採決で不採択となって、本会議も賛成少数で不採択になりました。

そういうことですので、これをもって議会の意向でないとはいえないだろうと考えています。それから、この3者の打合せ会を詳しくは申し上げませんが、要望があつて、3回目の会は新しい学校名に入っています。そこで、新堀小学校側が「新堀小学校」にしてほしいという意見をおっしゃったものですから、追手前小学校側は「せめて新しい学校名にしてほしい」という願いから、今回の陳情書の提出につながったのではないかと推測しています。若干、会も紛糾しましたので教育委員会に対して「もっと広く周知をしてほしい」という要望がありましたから「わかりました」と申し上げております。

その後、6月15日の日曜日ですが、例年出席している町内会連合会の総会場で、授業改革元年の取り組みと、この3者打合せ会の内容、経過、及び今後打ち出される方向性について、町内会長さんに対して特段の理解ということを強調しつつ説明したところでございます。次回の会では、新しい学校名でお願いしたいということをお伝えするように考えております。

全国の中核市にも、学校の対等合併の事例があります。その対等合併でやっている事例はすべて新しい学校名でやっております。その中身を見てみますと、そのほとんどが公募アンケートを行っております。統合による新しい学校を作るには、高知市立学校設置条例の一部改正が必要となります。平成25年3月31日をもって新堀小学校、追手前小学校を廃止し、平成25年4月1日をもって何々小学校を設置するという改正が必要です。ですから、公募アンケートを行うとなると9月議会は間に合いませんので、早くても12月議会に議案を提出することになるかと考えております。

以上でございます。

溝淵委員

学校給食調理業務の委託には、何社くらいが手を上げるか分かりますか。

総務課長

提案型のプロポーザル方式で、こちらの求める仕様をお示しして、それについて提案をいただくということですが、現在県内の特別支援学校などで受託している県内業者もいるにはいます。けれども、県内での実績というのは、規模、件数とも少ないですので、ここは安全ということを最重要に考えると、愛媛県ですとか、香川県に先行の事例がかなりありますので、県外の事業者にもまで広げて、提案を受けていきたいと考えています。

ただ、県外の事業者の方に提案をいただくに当たっても、県内に営業所を設けてもらいたいと考えています。また、そこで働く調理員は、現地で採用し研修して、きちっと抜かりなくやっていただくといった条件を設定して、県外の事業者も含めて公募したいというふうに思っております。

教育長

コスト比較の資料作成のときも4社から見積書を取っておりますので、これは新たな市場開拓ですから、相当数応募してくると思っております。

これについて、議会から「県内の事業者が成熟していないのでやめるべきだ」という意見があります。そして、「若者の雇用につながるようなことをするべきだ」という意見もあります。けれど、高知市がやるかどうか分からないという需要がない状況で事業者に、事業所を構えて、人を雇用して待つほどの余裕はないと思っています。試行をして検証した結果、仮に本格実施となった場合に、具体的な委託の計画を出していきたいと考えております。そうしたら、参入してくる県内企業を育成することになる、市場も成熟してくることになる、そうして雇用にもつながるとこのように説明しました。ですから、当初は無理して県内に限定することにはならないと思います。

ただ、私どもは県内事業者を優先していきたいという思いはあります。

西山委員

県内事業者、県外事業者あるわけですが、最初の段階ではっきり言っておかなければいけないこととして、県外企業の提案が勝っていて、金額などの条件が同じときに、県内企業を優先するというをはっきり言っておかないと、後で揉める原因になるのじゃないか。本来は、県内企業を優先するべきじゃないかというのは理解できるのですが、実際は、最初の提案の段階でこれだけの差があつて金額が同じということになれば、誰が見てもおかしいと思いますよね。その違いというのをオープンにしておかないといけない、値段が同じでもここが違うという基準を明らかにしておかないといけないというふうに思います。

教育長

まさしくそのとおりでございます。選考の経過を透明にして公開していくこととしています。

溝渕委員

情報公開を求められますものね。それで、競争相手がいればいいけど、1社しかいないとかいうことになると思いますね。

総務課長

少なくとも5社以上は確実にあると考えております。

澤田委員長

ほかにご意見はないようですので、この件に関する質疑を終了します。

それでは、以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時01分